

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第9号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける工作物の基準)

第1条の2 条例別表第2備考17に規定する別に定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物のうち良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける工作物（以下「屋上に設ける工作物」という。）を除いた部分（以下「本体部分」という。）の最高の高さから当該屋上に設ける工作物の最上部までの高さが3メートルを超えないこと。
- (2) 本体部分と構造上分離されていること。
- (3) 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
- (4) 屋上に設ける工作物の下部の空間が、居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)